

令和7年度 第13回政策会議・調整会議

<検討>

令和8年度当初予算人件費抑制策について（財政課・人事課）				
1	＜概要＞			
	（1）経常収支比率や経費硬直率の悪化への対応策として、令和8年度の会計年度任用職員の新規や同職種の増員を認めない			
	（2）（1）の考え方は、経常収支比率等の実数及び指標値を照らし合わせながら当面維持する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①会計年度任用職員を新規採用又は増員させる必要がある場合、部の中で工夫をして人数を調整することは可能か。
→人員配置ヒアリングで十分に聞いた上での判断となる。
- ②人件費に関して、市としては地域手当を独自で3%残している。1%あたり約5000万円要する中で維持することの重要性を理解してもらいたい。
- ③人が減る中で事務の見直しについて優先順位をつけて実施するという考え方を継続すること。
- ④仕事をスクラップすることは中々進まないが、各部の人数に合わせた仕事の削減の検討はしたのか。
→具体的にはそこまでは行っていないが、予算編成の際、各事業の優先順位をつけながら目標とする予算枠内に収めることについては、今年も実施する。
- ⑤スクラップについては単年ではなく、数年の視点での検討が必要。
- ⑥人員配置ヒアリングについてはこれまで上限を定めることはしてこなかったが、今回会計年度任用職員について実施することとするもの。

【調整会議での主な意見】

- ①総計ヒアリングの結果では人件費増額分を3.8億円としているが、資料では3.4億円となっている。その違いは。
→この資料では退職手当分が入っていない。
- ②会計年度任用職員を増員しないという選択以外の議論は行ったのか。
→会計年度任用職員の減員や給与のベースアップ抑制も検討したが、困難だと判断した。
- ③仕事量の増や求められる市民サービスの水準が上がったことにより職員数が増加しており、人件費削減のためには仕事量を減らす必要がある。
- ④定年等で退職した職員の代替として会計年度任用職員を新規採用する場合は認められるのか。
→現在、R12年度からの大量退職に備え、退職者数以上の前倒し採用を行っていることも考慮し、判断する。
- ⑤今後、60歳超の職員が増加していくが、会計年度任用職員を減らし、60歳超の職員を充てていくということか。
→60歳超の職員も60歳前の職員と同様に扱い、会計年度任用職員の代替としない。
- ⑥今回の会計年度任用職員を増員しないという考え方はR8年度のみか。
→資料のとおり当面の間は維持する。

旅費条例改正に係る令和8年度当初予算要求について（人事課）				
2	＜概要＞			
	（1）「国家公務員等の旅費に関する法律（旅費法）」の改正を受け、令和8年3月議会に、多治見市職員等の旅費に関する条例の改正を提案予定（令和8年4月1日施行）。			
	（2）令和8年度当初予算要求においては、当該条例改正を見据えて旅費を積算する。 （3）改正後の旅費の運用方針及び実務等については、関係課と協議のうえ、改めて庁議に付議する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】

①県の準則に合わせるという理解でよいのか。

→お見込みのとおり。

②条例は一部改正か、全部改正か。

→一部改正になると考えている。

③現在は、交通費について日当相当による請求だと思うが、あらかじめバスや地下鉄の交通費の実費が分かっている場合は、その額の請求でよいのか。

→お見込みのとおり。

3	星ヶ台競技場第2種公認の継続について（文化スポーツ課）			
	<概要> 令和8年7月31日に公認期間満了となる星ヶ台競技場の第2種公認を継続する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】

①前回の第2種公認の更新費用は。

→3,400万円程度。

②中津川市では第2種公認の認定を受けられる中、第3種公認を継続している。第2種公認の継続の理由は。→第3種と第2種では要する費用に大きな差はないと聞いている。そうであれば、よりよい環境で選手に活用いただきたいと考えている。

③これまで第2種公認を5期続けたことにより有力な選手の輩出等の成果は出ているのか。

→10年ほど前に国体で優勝した選手がいる。有力選手の輩出については、それぞれの資質もあるため、第2種公認による因果は言いにくいところではあるが、アスリートにとって本番環境で練習できることの優位性はあると考える。

④スポーツ協会等から第2種公認継続の要望が出ているのか。

→出ている。また、市民も継続を希望している。

4	消防署における証明書等の夜間交付廃止について（市民課・税務課）			
	<概要> 現在、各消防署で行っている住民票の写し、印鑑登録証明書及び税証明書の夜間交付業務について令和7年12月26日（金）をもって終了する。併せて、「多治見市証明書等の夜間交付に関する要綱」を廃止する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①コンビニでは土日祝も交付対応しているか。

→対応している。

②消防署の夜間交付で取得できた証明等はコンビニ交付で全て取得できるのか。

→市県民税の所得・課税証明書、非課税証明書、所得証明書はコンビニでの取得が可能。

③コンビニでは夜間で取得できない時間帯があったのではないのか。

→コンビニでは23時まで取得可能。消防署での夜間交付では21時まで。

【調整会議での主な意見】

①消防署全体で4月から8月までの5ヶ月間に110件の夜間交付件数がある。マイナンバーカードを取得していない方等の夜間交付へのニーズにはどう対応するのか。

→マイナンバーカードを取得していない方がいることは認識しているが、現在も休日開庁は継続している。また、利用者はリピーターが多いことから、休日開庁の利用やマイナンバーカード取得・コンビニ交付の利用の

案内に努める。

②税証明において同一世帯員はコンビニで取得できないとあるが、夜間交付のうち税証明が占める割合は。
→全体の1割程度である。

③夜間交付の利用者に対し、コンビニ交付の利用周知は行っているのか。

→行っている。電話受付時も利用方法の説明を含め行っており、その結果、夜間交付件数の減少につながっている。

5	多治見市霊園の使用料の見直し及び無縁墓地対策等に伴う関係例規の改正について (環境課)			
	〈概要〉 (1) 昭和 62 年から改定していない霊園使用料について、当時の造成費用をもとに、面積単価を 80,000 円/㎡とする。併せて、使用料を面積×㎡単価に統一する。 (2) 無縁区画の増加に対応するため、未承継区画の使用権の消滅時期を「使用者死亡後 10 年間承継がないとき」と規定するとともに、使用権の消滅に関する手続きを明確にする。 (3) 条例制定時(昭和 42 年)から軽微な変更しか行われていない申請様式を、申請者の負担軽減の視点で改正する。併せて、添付書類や用語の見直しを実施する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①名誉えい域は議会が承認した場合、削除するのか。

→名誉区画という名称に変更することを検討している。

②使用権の消滅は現在も条例第 21 条に定まっているのではないのか。

→現在は死亡後に承継者がいないときの年数を定めていない。

③7 月施行としたのは 6 ケ月の周知期間を設けるためか。

→お見込みのとおり。

④R 8. 7 に一挙に使用権が消滅する区画が発生するのか。

→1 件ずつ戸籍の調査等をしながら事務を進めるので、一挙に使用権が消滅するわけではない。

⑤墓石の処理をするのは市費で行うのか。

→承継者がなく誰も現れなかった場合、最終的に市費で処理し、合葬墓へ移すことになる。

【調整会議での主な意見】

①森下霊園について、合併時の協定で笠原町民限定としている区画が 1 区画残っている。その区画についても今回の改正の対象になると思うが、当時の状況について詳しい方もいるので調整しておくといよい。

→たしかに 1 区画のみ笠原町民限定の区画が残っているが、資料にあるように他に 64 区画空いており、あえてその区画を購入されるかどうかはわからない。費用については議論もあったが、協定の中では笠原町民限定とするということのみ定められており、それ以外について多治見市の霊園に合わせることでなっているため、他の霊園等と同様に使用料を改正する。

②過去に購入した方も、今回の使用権の消滅時期の規定を定めることの対象か。

→対象。そもそも購入の際に承継については説明している。今回の改正は承継する人が誰もいないということの基準をどのように判断するか定めるもの。

③10 年間の基準は。

→使用者が亡くなった時が 10 年間の起点となる。しかし、使用者死亡について環境課では即時に分からず、墓地パトロールの際に荒れていることを確認し、その後調査し亡くなった時期を確認し 10 年間の計算をする。

④使用料の発生は 1 度のみか。

→1 度のみ。過去には使用料と永代清掃料というものがあつた。現在は新たに区画を購入された方には 5 年に 1 度管理料の請求を行っており、その時点で生存確認が可能。なお、全体の 9 割以上は管理料導入前に購入されたもの。

⑤管理料はいくらか。

→6,800 円(5 年間)。

⑥管理されていない墓地を発見し、調査をした際に権利関係が明確にならないものを整理する方針という理解でよい。

→お見込みのとおり。

⑦フローの中の実質塩漬という表現は改めてはどうか。

→改める。

6	令和7年度総合計画ヒアリングの結果について（企画政策課）		
	＜概要＞ 令和8～11年度の事業費調査を基に総合計画ヒアリングを実施（7/30～8/14）。歳出見込額について報告するとともに、削減内容等について確認いただく。		
	政策会議	決定	調整会議 了承

【政策会議での主な意見】

①旧共栄調理場の跡地活用については、他の事例と同様に建物付公売を検討すること。

②旧共栄調理場をまだ解体していない理由は。

→道路事業の代替地等として検討しているため。

③文化財保護センターで減額となっている展示ケース購入費用は労働安全衛生委員会で指摘のあったものは別か。

→学校用の持ち運び可能なものであり、別のものである。

④都市計画部の減額理由は。

→ききょうバスの学生向け制度に関するもの。事業としては行うが、事業費を精査した。

【調整会議での主な意見】

①3ページ目の表3にある削減項目は既に予算計上しないこととしてセットされたのか。部で調整の上で予算計上し、査定の中で議論することはできるのか。

→ヒアリングの中ではこのように整理した。部内で調整できる場合は予算計上してもよいと考えている。

②減額の根拠として積み上がっているだけで、一切予算計上できないわけではないという理解でよい。

→そのとおりではあるが、ヒアリングの議論の中で削減に理解してもらったものも含まれているので、ヒアリングの際の感触を踏まえ対応してほしい。

7	令和8年度当初予算編成について（財政課）		
	＜概要＞ （1）令和8年度当初予算要求見込※では、歳出総額に必要な一般財源が前年同期比 3.8 億円増（1.3%）の304.7 億円となり、23.0 億円の一般財源不足が見込まれる。（前年同期の不足額は24.9 億円） ※ 8 月に企画政策課取りまとめ。 （2）予算要求については、例年どおり、総合計画経費及びその他経費について部単位での要求上限額を示すので、原則、その範囲内で予算要求する。 （3）上限額を超える場合、予算要求はした上で、上限額範囲内とする事業費削減案を、優先度を示して提出することとし、その是非を予算査定で判断する。 （4）会計年度任用職員の増員を原則認めないこと、基金の活用及び特定財源の積極的な獲得について、予算編成方針に明記する。また、経常的な事業について、優先的に事業費の縮減を検討すること。		
	政策会議	決定	調整会議 了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】

①普通交付税のR7年度決算は予算を下回る見込みか。

→下回る。

8	公の施設等の使用料及び利用料金減免の見直しについて（財政課）			
	<概要> 公の施設等の使用料及び利用料金減免の見直しについては、昨年度実施した多治見市健全な財政に関する条例施行規則第6条の規定による使用料・手数料等の見直し（4年毎）に続き、対象施設や対象団体等について点検を行っている。庁内調整を行い、見直し案を作成したので、検討をお願いする。なお、令和8年4月1日をもって廃止となる三の倉市民の里（宿泊研修施設）については予め除外している。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①財政課とりまとめの対象外のものについては、どのように対応するのか。

→今後、財政課から全庁照会を行う予定。

【調整会議での主な意見】

① スポーツの「県を代表して」の部分は、市に登録のある団体という理解でよいか。

→お見込みのとおり。

9	マイナンバー条例の一部改正について（デジタル推進課）			
	<概要> 地方公共団体情報システムの標準化における「住登外者宛名番号管理機能」の実装に伴い、マイナンバー条例に独自利用事務を追加する所要の改正を行う。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①国からの通知で、今回はマイナンバーを扱うかどうかに関わらず、実装される機能の住登外宛名項目にマイナンバーが定義されたので独自利用事務の条例改正が必要になるという理解でよいか。

→お見込みのとおり。

②改正内容について、規則で定めるものとあるがどういったものか。

→本条例施行規則に、本件事務や連携情報の記述を追加する。

③「住登外者宛名番号管理機能」を使用する事務は全て対象ということか。

→お見込みのとおり。

【調整会議での主な意見】

①住民登録外者は多く存在するのか。

→多く存在する。例えば市外在住で市内の固定資産を所有する方がこれに該当する。

②この改正により事務は簡略化するのか。

→運用は変わらない。

③住民登録外者のマイナンバーの確認が必要になるのか。

→マイナンバーの利用は、各自治体の判断による。

<報告>

10	交通事故の報告について（人事課）			
	<概要> 安全運転の喚起のため、主な交通事故について報告する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①この後、各課宛てに報告するのか。

→掲示板にて報告する。

②事例を見ると、同乗者が注意を払えば防げた事故もある。同乗者も十分に注意を払うこと。

【調整会議での主な意見】

①公用車の事故については理解できるが、私用車の事故について職種別に記載するのは必要なのか。

→検討する。

11	重要政策等の積極的な情報発信について（秘書広報課）			
	＜概要＞ （１）市の重要政策について、定例記者会見や情報提供シートを通じて積極的な情報発信に取り組む。 （２）庁議資料のスケジュールに、情報提供のタイミングを落とし込むことを共通ルールとし庁内全体で情報発信のタイミングを共有する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①情報発信の意識を強く持つこと。

②タイミングについてパブリックコメント終了後とあるが、情報発信に必要な時期は個々で異なる。ケースバイケースという理解でよい。

→お見込みのとおり。案件ごとに相談してほしい。

③情報発信は重要だが、発信時期については慎重な判断が必要なケースもあるので十分に注意すること。

【調整会議での主な意見】

①重要な政策はどうやって判断するのか。

→各課の判断によるが、庁議案件は対象となると考えている。

②当面は庁議資料の提出の際に情報提供に関する記述があるか企画政策課でチェックしてはどうか。併せて、庁議予定表の中に記者会見の日程も記載してはどうか。

③庁議案件が対象とあるが、情報提供不要の内容もあると思う。記者会見に議題として登録するかどうかは部課の判断でよい。

→案件があまりにも多いと時間的に記者会見で取り扱うことが難しくなることが考えられるので、秘書広報課で確認し、調整することもある。

④対象の判断が難しい場合は秘書広報課に相談することとしてよい。

→よい。

⑤担当課は庁議資料のスケジュールの欄に記者会見、情報提供シート、該当なしのいずれかを記入するイメージか。

→お見込みのとおり。

12	市議会本会議一般質問で議員発言内容に疑義が生じた場合等の対応について（企画政策課）			
	＜概要＞ 一般質問において、議員による質問で利用されるデータ等の基礎情報に正確性・客観性を有することの必要性やその説明責任について、市長から市議会議長へ質問状を发出したところ、疑義が生じた場合の対応について議会事務局長名で市長宛に通知があったので、統一した対応をとるよう共有する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①データの客観性に疑義がある場合、その場で答弁できないこともあると思うが、臨機応変に対応するのか。

→お見込みのとおり。

②これまでは通告外の内容も対応していたが、今後そういった場合は、遠慮なく通告外と発言してもらってよい。一方で事前に質問された内容はしっかり調べて答弁できるよう努めること。

【調整会議での主な意見】

①質疑においても通告の範囲を超えている場合は同様に扱うのか。

→お見込みのとおり。

②根拠等を示す文書が出せない場合、一般質問は継続するのか。

→疑義があることを伝えたくて継続する。

③例えば一般質問の2日目に後日書面提出が必要となった場合、別日はいつになるのか。予備日か。質疑は1日しかなく、想定しにくい。

→最終日等、対応できる日程で行うことを想定している。

④質疑の場合、終了後に個別の委員会に移るがどのタイミングで行うのか。

→一般質問の開始前に行うことが考えられる。

⑤今までと違い突発的に別日が設けられる可能性があるのか。

→その可能性はある。

⑥通告の範囲を超えているかどうかは各部長がその場で判断することになるのか。

→お見込みのとおり。

⑦関連質問をどこまで認めるかは議長判断となるのか。

→お見込みのとおり。

⑧書いてある内容のみとせず、関連する質問については答えるべきと考える。お互い原稿を読み合うだけなのであれば議会としての意義がなくなるのではないかと。

⑨委員会は対象外か。

→お見込みのとおり。

13	【政策会議のみ】10/25 中京学院大学オープンキャンパス多治見会場開催について (企画政策課)			
	＜概要＞ 同大学の瑞浪・中津川キャンパスで開催されている高校生等を対象にしたオープンキャンパスを多治見市で初開催する。 【日 時】 10月25日(土) 13:00～15:00 【場 所】 虎溪用水広場・駅北庁舎 【内 容】 大学、クラブ等の紹介 大学祭紹介等			
	政策会議	了承	調整会議	－

【政策会議での主な意見】－

＜周知＞

14	美濃焼の歴史 1,400 年の統一について (商工観光課)			
	＜概要＞ 美濃焼の歴史は長年「1,300 年」としてきたが、市内では「1,400 年」に統一する。なお、パンフレットやポスター、冊子などは、更新時等に順次変更していく。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①今回 100 年追加する理由は。

→美濃焼の歴史は現在から遡って 1300 年後半から 1400 年前半となるので約 1400 年とする。

【調整会議での主な意見】－

15	「第 14 回美濃焼祭」の開催について (商工観光課)			
	＜概要＞ 10月11日(土)～13日(月・祝)に「第 14 回美濃焼祭」を開催する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

16	多治見市周遊スタンプラリー2025 の開催について（商工観光課）			
	<概要> 多治見市の地域資源である「美濃焼」及び本市を舞台としたアニメ「やくならマグカップも」を活用し、観光誘客を目的とした「多治見市周遊スタンプラリー2025」を開催する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

17	「やくならマグカップも 二番窯」－アニメ総集編－舞台挨拶付き特別試写会の開催について（商工観光課）			
	<概要> 「やくならマグカップも 二番窯」－アニメ総集編－の一般上映決定を記念して舞台挨拶付き特別試写会を開催する。また、試写会に合わせて「聖地巡礼バスツアー」を開催する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】

- ① バスツアーは多治見駅スタートとなっているが、駅北バス駐車場を利用するのか。
→駅北バス駐車場を利用することとする。

18	【政策会議のみ】KOMEHES（コメヘス）の開催について（商工観光課）			
	<概要> 中心市街地活性化事業であるお米をテーマにしたイベント「KOMEHES（コメヘス）」（第3回）を開催する。 【日 時】 11月29日（土） 10：00～17：00 11月30日（日） 10：00～16：00 【場 所】 多治見市本町オリベストリート及び周辺店舗（本町5、6丁目） 【主 催】 多治見市（運営及び事務局：コメヘス実行委員会） 【内 容】 米長者企画、うつわ企画、フォトコンテストほか			
	政策会議	了承	調整会議	－

【政策会議での主な意見】－

19	令和7年度犯罪被害者等支援講演会の開催について（くらし人権課）			
	<概要> 令和7年度犯罪被害者等支援講演会を開催するため、各部より職員の出席をお願いする。 【日 時】 11月14日（金）14：00～15：30 【場 所】 バロー文化ホール 2階大会議室 【内 容】 講師：渡邊達子氏、渡邊勇氏（京都アニメーション放火殺人事件遺族） 演題：想いと願い			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

20	令和7年度人権講演会の開催について（くらし人権課）			
	<概要> インターネット上の誹謗中傷によるトラブルに関して、被害者にも加害者にもならないための取り組みについて学び、生徒自身が人権を認識し、尊重することを目的として、昨年度に引き続き、中学校・高校において人権講演会を実施する。 【日 時】 10月30日（木） 小泉中学校：10：25～12：05			

多治見高校：14：25～16：05			
【内 容】 講師：タレント スマイリー・キクチ氏 演題：インターネットによる人権侵害 ～突然、僕は殺人犯にされた～			
【対 象】 生徒、保護者、学校教諭			
政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】

①対象となっている学校教諭は会場となる各学校の教諭という理解でよいか。

→お見込みのとおり。

令和7年度ジェンダー平等推進講演会の開催について（くらし人権課）			
21	＜概要＞ あらゆる世代に向けてジェンダー平等に関する情報と学習の機会を提供するため、男女共同参画推進条例制定 20 周年記念講演会を開催する。		
	【日 時】 11 月 24 日（月・振替休日） 13:30～15:00 受付：13:00～		
	【場 所】 バロー文化ホール 小ホール		
	【内 容】 講師：小島慶子氏（エッセイスト、メディアパーソナリティ） 演題：多様な生き方を認め合う社会へ ー誰もが輝けるまちを目指してー		
	政策会議	了承	調整会議 了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

救急救命講習の実施について（人事課）			
22	＜概要＞ 全職員を対象に救急救命講習を実施する。		
	【変更点】 ①規律訓練の廃止（服装の指定はしない） ②研修会場の変更		
	政策会議	了承	調整会議 了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】

①庁外の職員はどこの講習に参加すればよいのか。

→会場の収容量から産業文化センターに来てもらうこととなると思う。また、個別に何う施設もある。

くまのがっこう子育て応援プロジェクト事業の実施について（企画政策課）			
23	＜概要＞ 『くまのがっこう子育て応援プロジェクト』の一環として、「ハギレで作ろう！ジャッキーのお洋服コンテスト」及びその他同時開催企画を実施する（共催：多治見市図書館、協力：アンファッションカレッジ）。		
	政策会議	了承	調整会議 了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

【政策会議終了後】

第3回 情報化推進会議

＜検討＞

1 クラウドサービス導入に係る審査結果について（デジタル推進課）	
1	＜概要＞ 個人情報保護法改正に伴い、多治見市が利用するクラウドサービスの導入審査をデジタル推

	進課が実施する（令和5年4月24日情報化推進会議で周知済み）。 今般、クラウドサービスの導入審査依頼があったため、その審査結果を報告し、情報化推進会議において承認を諮る。		
	情報化推進会議	決定	情報化推進会議調整部会 了承

【情報化推進会議での主な意見】

- ①リモートメンテナンスは、外部接続に関わる事案との認識でよいか。
→お見込みのとおり。

【情報化推進会議調整部会での主な意見】－

<報告>

2	基幹系業務システム（ADWORLD 住民情報）の障害について （デジタル推進課）		
	<概要> 9月1日に基幹系業務システムにおいて障害が発生。約4時間半にわたり業務に影響が出たことについて報告する。		
	情報化推進会議	了承	情報化推進会議調整部会 了承

【情報化推進会議での主な意見】

- ①障害の発生要因である受託者の作業ミスについて、受託者への処分は考えていないか。
→受託者から謝罪はあったが、処分については他の処分事例を踏まえ対応する予定である。

【情報化推進会議調整部会での主な意見】－